

## 第5章 戦略の推進

### 1 推進体制

生物多様性がもたらす恵みを将来にわたり享受するためには、本県の生物多様性が抱える諸課題の解決に向けた取組を効果的に進める必要があります。このため、「第3次大分県環境基本計画」の推進組織である「おおいたうつくし作戦県民会議」を中心にして、県民、民間団体、事業者等の総参加のもとに取り組む必要があります。

県庁内においては、部局横断的組織である「おおいたうつくし作戦実施本部」において情報共有を図りながら、関連する施策を効果的に実施していきます。

#### 【おおいたうつくし作戦】

本県の美しく快適な自然環境を守り育て、将来に引き継いでいくため、これまで取り組んできた「ごみゼロおおいた作戦」をステップアップさせた地域活性化型の取組です。

まちづくり(地域活性化)、ひとづくり(人材育成)、なかまづくり(活動基盤)の3つのアクションとこれらの好循環により、県民意識の醸成と持続可能な活動の基盤づくりを目指します。

\* 「うつくし」の

「う」は「海」 (海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など)

「つ」は「土」 (肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど)

「く」は「空気」 (澄んだ大気、さわやかな風など)

「し」は「森林」 (豊かな自然の象徴)

#### ▼ 委員からのひとこと

戦略は作ることが目的ではなく、実行が大切。県民への普及啓発にも取り組むこと。



### 2 各主体の役割と実践

生物多様性基本法では、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務が定められています。生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、その責務に応じた自主的な取組を進めていくことが求められています。

戦略の推進にあたっては、まずはそれぞれの主体が、生物多様性がもたらす様々な恵みによって私たちの暮らしが成り立っていることについて正しく理解したうえで、自らの活動が及ぼす生物多様性への影響を十分に認識することが必要です。そして、その影響に対して、社会的な責任を負うとともに、必要な行動をとることが求められています。

また、この行動はそれぞれの主体が単独で行うのみでなく、保全すべき対象との方策に応じて、互いの立場を尊重しながら協働して行うことも求められています。

この戦略を推進する主体として、それぞれに期待される役割と実践を示します。

## (1) 県民

日々の暮らしが、生物多様性の保全と持続可能な利用に深く関わっていることを一人ひとりが認識して行動するとともに、自然に関する認識をさらに深めるため、身近な場所で生きものとふれあうなどの自然体験を重ね、生物多様性の豊かな恵みを感じる必要があります。

また、子どもたちに地域の自然の豊かさや厳しさを伝えるとともに、NPO等が行う自然保護活動や自然観察会に参加したり、生物多様性への負荷が少ない製品・サービスを選択し、購入することも重要です。

このような取組を、高齢者、中高年、若者等の各年齢層の連携・協働により取り組むことで、生物多様性の保全の推進が図られます。

- ◎ 市町村やNPOが開催する環境学習や自然観察会への参加
- 生物多様性の保全活動や県民参加型の生きもの調査等への参加
- ◎ 生物多様性に配慮した商品やサービスの選択や購入
- 子どもたちに地域の自然の豊かさを伝えるための自然体験や環境学習の機会づくり
- ◎ 生物多様性から生まれた遊びや風習、自然災害の歴史や経験等の次世代への継承

## (2) 民間団体

民間団体は、生物多様性を取り巻く諸課題に対して高い専門性と熱意・機動力を活かし、地域や行政と連携してその解決にあたるなど、地域の生物多様性の保全の推進役としての活動が期待されています。

野生動植物の情報収集や調査・研究のほか、自然体験学習プログラムの作成や実践、自然観察会の開催等、行政の手が及びにくい分野での活動に取り組むなど、行政と県民の間をつなぐ役割が求められています。

- 地域の特性に応じた様々な生物多様性の保全活動の実践
- 地域、学校、企業などの自然環境保全活動や環境学習活動の取組への助言、指導、支援
- ◎ 県民がより自然に親しむための環境教育プログラムの開発とその実践
- ◎ 大学などの研究機関との協働や民間団体間の連携の推進
- ◎ 行政との協働による生物多様性保全活動の推進

## (3) 事業者

事業者は、原材料の調達、製造、販売のほか、投資や技術の開発等、事業活動の様々な場面において生物多様性に深く関わっていることを認識し、事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じたり、自然保護活動を行う民間団体を支援するなど、生物多様性に配慮した事業活動に取り組むことが求められています。このような取組は、消費者からの支持を得るなど、事業者自身の持続可能な活動のためにも重要です。

また、こうした活動だけでなく、地域社会の一員として地域における生物多様性保全活動へ積極的に参加することや、その従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことも求められています。

- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に配慮した生産活動
- 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達、製造、流通、販売
- 保有している土地や工場などでの豊かな生物多様性の保全
- 生きものブランドによる農産物の生産・販売や環境保全型農業のほか多様な森林づくりや資源管理強化型漁業など、生物多様性に配慮した取組

- 森林や里山、干潟等での社会貢献活動としての生物多様性の保全

#### (4) 行政

##### ① 県

この戦略の目標の達成に向けて、生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

県民、民間団体、事業者、県などが、公平な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組に自主的に参加できるよう、その目標、施策の方向、役割等を示すとともに、各種制度や社会資本の整備、生物多様性に関する情報の提供など、それぞれの取組を推進するために必要な基盤づくりを行います。

また、大学等の研究機関と連携した生物多様性の保全に向けた取組も必要です。多くの大学が、地域に根付いた活動に取り組む中、専門的知識や技術を地域に還元するとともに、地域の保全活動の担い手としても期待されています。

地域の子どもたちが体験活動等を行うことは、次代を担う貴重な人材の育成の面からも重要です。地域の生きものにふれ、自然が育んだ文化を知るとともに、地域への愛着を深め、生物多様性を守りつないでいくという意識の醸成につながります。このように、子どもたちが自然とふれあう機会を設けることも県には求められています。

さらに、公共事業をはじめとする活動に伴う生物多様性への影響の大きさを認識し、事務事業を行うにあたっては生物多様性に配慮した取組を率先して実行することが必要です。

##### ▼ 委員からのひとこと

住民に一番近い市町村に生物多様性地域戦略を策定して欲しい。県は全市町村が策定するよう働きかけて欲しい。



- ◎ 生物多様性の県民への浸透に向けた環境教育・学習活動や保全活動の積極的な推進及び効果的な普及啓発の実践
- ◎ 市町村の地域戦略策定等の取組の促進に向けた支援
- 自然公園等の重要地域の保全及び後退した自然環境の復元や回復等による生物多様性の保全の推進
- 生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化や農山漁村の振興と生物多様性に配慮した取組
- 森・里・川・海等の生態系ネットワークの維持・形成に向けた取組
- 生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査・情報収集及び共有化の推進
- 各主体との連携と協働及び教育機関、国・研究機関等との連携
- ◎ 自然の中での体験活動などにより、自然への理解を深め、将来の生物多様性の保全を担う人材の育成

## ②市町村

地域住民と最も深いかかわりを持つ市町村は、地域の特性を踏まえた生物多様性保全施策を地域住民や事業者と一体となって推進するとともに、地域住民や事業者の取組に対する支援や助言を行うことが期待されています。

- 生物多様性地域戦略や生態系ネットワークの視点を取り入れた土地利用計画など、地域特性に応じた計画の策定及び実践
- 自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進
- 里山や森林の整備や湿地の保全、希少野生動植物の保護などに取り組む住民や民間団体などとの協働
- ◎ 外来種防除等の地域の生物多様性の保全への積極的な取組の推進

## 3 進行管理

### (1) 生物多様性指標の設定

戦略の基本目標の実現に向けて、施策の実施状況を把握するための客観的指標として生物多様性指標を設定します。

**【生物多様性指標】 全33指標**

### (2) 進行管理

目標の達成に向けて適切に進行管理を行うとともに、生物多様性指標の達成状況は、「大分県環境審議会」や「おおいたうつくし作戦県民会議」に報告するとともに、県ホームページにより広く公表します。